

「相談支援部会」中間報告について

1 開催日時等

第52回相談支援部会

令和2年 8月18日(火) 刈谷市役所2階 201会議室

2 部会員名簿

団体等名	氏名
刈谷市障害者支援センター	伊澤 紀明 (部会長)
社会福祉法人 ひかりの家	山田 哲哉
社会福祉法人 観寿々会	酒井 克朗
刈谷市社会福祉協議会	井上 真志
西三河南部西地域アドバイザー	大南 友幸

3 報告事項

(1) 相談支援部会における検討内容等

ア 刈谷市障害者自立支援協議会における相談支援部会の報告について

令和元年度における相談支援部会での検討事項と結果及び今年度の自立支援協議会の体制について変更点を中心に刈谷市より報告を行った。

イ 市内相談支援事業所における事業報告について

各相談支援事業所の困難事例の報告を通じて、具体的な事例を共有し、支援方法等を検討することにより、相談員の質の向上を図った。

新型コロナウイルス感染防止のため、サービス提供事業所が受入れできない場合の対応、本人と家族の関係及び身元保証に関する問題等について情報交換を行った。

ウ 地域課題の検討について

平成31年度までに相談支援部会や事例検討研修会で挙げた課題について、現状と課題解決に向けたアプローチを整理し、優先的に解決に向けて取り組む事項について検討した。

相談支援員の人材不足対策や相談支援体制の改善にかかる検討が必要であると

いう意見が多く、市内の4箇所の相談支援事業所が長所を活かし、お互いにバランスを取りながら、適切な支援方法を模索していくことを確認した。現状の相談支援体制は、メリットとデメリットがあることからそれぞれを整理して、今後の改善について検討していく。

エ 地域生活支援拠点の開始後の運用における事前登録の検討

地域生活支援拠点の事前登録における相談支援事業所が担う役割について運用方法を検討し、次のことを確認した。

(ア) 事前登録にあたっては、サービス等利用計画とは別に、緊急時の支援にあたる際に必要な情報をまとめる様式を作成し、それを「緊急時対応プラン」として、緊急時の支援のために活用する。

(イ) サービス利用者については、モニタリングの際に本人の意向を確認の上、事前登録を行うことでスムーズに登録できるし、本人及び相談支援員の負担が抑えられる。早急に事前登録が必要だと考えられる人については、モニタリングのタイミングより前に個別に事前登録の勧奨を行うこともできる。

(ウ) 現状で緊急時の支援体制が整っている人は、事前登録を行う必要がないことを考えると、事前登録が必要な人は限られてくる。

4 総括及び検討課題

地域課題の検討については、相談支援体制に関して近隣市町の状況や刈谷市の現状及び過去の経緯、各相談支援事業所の意見や利用者の意見を調査・検証して、改善に向けた方法を模索していく。

地域生活支援拠点の開始後の運用における検討については、地域生活支援拠点等検討部会が作成する予定の支援にあたっての「ガイドライン」の内容を相談支援員の立場で、検証し、事前登録から緊急時の支援についての具体的な対応を検討する。